

福祉

結婚50周年を迎えるご夫婦の長寿をお祝いします

該当される方は、申請が必要となります。
対象者 平成25年9月1日現在で3か月以上市内に居住している、昭和37年9月2日から昭和38年9月1日に結婚されたご夫婦
手続きに必要なもの
・印鑑
・本籍が山武市にない方は戸籍の全部事項証明書(謄本)
・通帳の写し(振込先口座番号と名義人カナ氏名のわかるところ)
申請期限 8月23日(金)
申請先 高齢者福祉課高齢者福祉係、松尾出張所、山武出張所、蓮沼出張所
祝金 5千円

高齢者福祉課高齢者福祉係
(80)2642

7月は社会を明るくする運動強調月間です

第63回社会を明るくする運動「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」
「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。
7月は全国的にこの運動の啓発を呼びかけ、理解や協力を得る月間としていきます。山武市でも7月の1か月間、保護司会や更生保護女性会などによる市内での啓発活動を実施します。



社会福祉課社会福祉係
(80)2612

農業

ストップ！農地の違反転用

農地の違反転用は、絶対にダメ
①農地法の許可を受けず、農地以外の用途で使用すると違反転用になります。
②農地を埋立する場合も、届出や許可が必要になります。
③違反転用した事業者も土地所有者(地主)も違反転用となり、厳しい措置がとられます。
農地を狙う「甘い誘い」にご注意
事業者 「資材置き場にしたいの」
地主 「資材置き場なら貸しましょう(こんなにお金もらえるなら…)」
しかし、この「甘い誘い」に乗ると、地主は農地の違反転用として処罰されるほか、産業廃棄物の堆積違反などの対象になります。また、残された産業廃棄物があると地主が撤去することになります。



農業委員会事務局
(80)1241

肥料販売のお知らせ

農業集落排水汚泥(下水汚泥)を利用した堆肥「山武活性肥料」と「大富活性肥料」を販売しています。農業、家庭菜園、ガーデニングなどに使用ください。
販売価格 約13kg入り1袋
山武市民 100円
市外者 200円
肥料成分 チッソ4.1%、リン6.7%、カリ0.24%
販売場所 大平地区汚水処理施設内にて指定日時のみ販売
※JA山武郡市第3集出荷センター(やさいの里)付近です。
販売日時 毎月第2・第4火曜日 午前9時～11時
※数に限りがあります(先着順)

農商工観光課
(80)1212

病害虫のまん延防止にご協力を

農林水産省植物防疫所では、空港や港の植物検疫カウンターで、さつまいもなどの農作物に大きな被害を与える病害虫が発生している。沖縄・奄美・小笠原などの地域からの病害虫やその植物等の持ち出し

国民年金 保険料の免除制度があります

国保年金課高齢者医療年金係 (80)1142
千葉年金事務所 043(242)6320

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。
未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。保険料の納付が困難な方は、申請をしましょう。免除申請の審査は日本年金機構(旧社会保険庁)が行い、所得による審査を行いますので、所得税または住民税の申告をしていることが必要となります。
退職(失業)、震災等の方は所得に関係なく該当する場合がありますのでお問い合わせください。
将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって保険料を納める(追納)ことができます。ただし、3年目以降は加算金がつきます。

種類	審査基準	老齢基礎年金	
		資格期間に反映は?	年金額に反映は?
全額免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 (扶養親族数+1)×35万円+22万円以下	○ されません	○ されません
1/4納付(3/4免除)	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 78万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額以下	△ 減額	△ 減額
半額納付(半額免除)	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 118万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額以下	△ 減額	△ 減額
3/4納付(1/4免除)	本人・世帯主・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 158万円+扶養親族控除額+社会保険料控除額以下	△ 減額	△ 減額
若年者納付猶予	30歳未満で本人・配偶者の前年所得金額が次の計算式で得た額以下である場合 (扶養親族数+1)×35万円+22万円以下	○ されません	× されません

※△:一部納付保険料を納付していることが必要です。

を禁止し、未発生地域に持ち込まれないよう取り締まりを行っていただきますので、ご協力をお願いします。
横浜植物防疫所千葉出張所
(043)(242)8401

6次産業化へチャレンジしませんか!!

「6次産業化」とは、農林漁業者自らが生産(第1次)、加工(第2次)、販売(第3次)まで一体的に行うことです。
市では、農林水産資源の付加価値の向上、農林水産業の活性化を目的として、6次産業化への取り組みに対する助成制度を設けています。
加工品の開発等を検討されている方はご相談ください。

加工品の開発に必要な生産加工施設及び機械等の整備
農林水産物及び加工品を販売する施設及び什器等の整備
補助率
対象となる経費の1/2以内(上限100万円)

わがまち活性課新規事業室
wagamachikassei@city.sammui.jp
(80)1214

